

福島市地区計画において定められる再開発等促進区地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 43 号

福島市地区計画において定められる再開発等促進区地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

福島市地区計画において定められる再開発等促進区地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成11年規則第26号)
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号」を「第5条第1項第1号から第4号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。